

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（第85条）の記載の適正化について

1. コメント内容

第85条第8項の規定について、検査を受ける側である燃料炉心課長が、検査を実施する側の行為であるリリースの判断を行う記載となっていることから、検査の独立性が確保できていないため、再検討すること。

2. コメント回答

下表のとおり、燃料炉心課長の業務を第8項に記載し、第9項に保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を検査実施責任者として指名すること及び第10項にその検査実施責任者が（検査におけるリリースの判断も含めて）検査を実施することを記載することにより、検査の独立性を確保することを明確化する。

【修正内容】朱字：修正箇所

現行記載案	修正案
<p><u>8 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、燃料炉心課とは別の組織の者が実施する以下の検査結果を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(3) 圧力測定検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 未臨界検査</u></p> <p><u>(6) 温度測定検査</u></p> <p><u>(7) 吊上検査</u></p> <p><u>(8) 重量検査</u></p> <p><u>(9) 収納物検査</u></p> <p><u>(10) 表面密度検査</u></p>	<p><u>8 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u></p> <p><u>9 室長は、保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>10 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(3) 圧力測定検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 未臨界検査</u></p> <p><u>(6) 温度測定検査</u></p> <p><u>(7) 吊上検査</u></p> <p><u>(8) 重量検査</u></p> <p><u>(9) 収納物検査</u></p> <p><u>(10) 表面密度検査</u></p>
<p><u>9 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p>	<p><u>11 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p>